

# 平成23(2011)年度

## 東京大学大学院理学系研究科博士課程学生募集要項

### 教育研究上の目的

理学教育研究の目的は、自然界の真理の根本的理解に向けて、知を創造し、発展させ、それを継承することである。

本研究科は、次代を担う学究の徒に理学の理念と方法論を教授し、未知の問題に対する解決の知恵と手段を備えた独創性豊かな国際的人材を養成する。

詳細は下記を参照

<http://www.s.u-tokyo.ac.jp/gai/kyo.html#top>

### 求める学生像

- ・ 対象を普遍的にとらえる理学的な思考法、未知の現象に迫る方法論、論理的で明晰な分析力などを身につけることができる人。
- ・ 新しい課題にチャレンジし、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で未踏の道を切り拓いていける人。
- ・ 大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、将来的に諸分野の第一線で国際的な活躍を目指す人。

## 1. 出願資格

- (1) 本学において、平成23(2011)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者
- (2) 本学において、修士の学位又は専門職学位を得た者
- (3) 本学以外の大学において、修士の学位又は専門職学位を得た者及び平成23(2011)年3月31日までに得る見込みの者
- (4) 学校教育法第104条第4項の規定により、修士の学位を授与された者及び平成23(2011)年3月31日までに授与される見込みの者(注1)
- (5) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成23(2011)年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成23(2011)年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成23(2011)年3月31日までに授与される見込みの者
- (8) 大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び平成23(2011)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注2)
- (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び平成23(2011)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注2)
- (10) 個別の入学資格審査をもって修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成23(2011)年3月31日において24歳に達しているもの(注3)

(注1) 上記(4)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

(注2) 上記(8)又は(9)で出願しようとする者は、出願前に入学資格審査を行うので、平成22(2010)年10月4日(月)から10月15日(金)までに本研究科事務部大学院係(6.の(1)のウ)に次の書類を提出すること。

- (a) 所属長の推薦書
- (b) 研究成果報告書
- (c) 略歴書
- (d) その他判定に必要な書類

入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者について出願を受け付け、受験を許可する。

化学専攻に出願しようとする者は、出願前に入学資格審査を行うので、平成22(2010)年5月24日(月)から5月28日(金)までに本研究科事務部大学院係に(a)-(d)の書類を提出すること。

(注3) 上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有するものと同等以上の学力があると本研究科において認められた者である。

上記(10)で出願しようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行うので、平成22(2010)年10月4日(月)から10月15日(金)に本研究科事務部大学院係(6.の(1)のウ)に申し出て、その指示に従うこと。

化学専攻に出願しようとする者は、出願前に入学資格審査を行うので、平成22(2010)年5月24日(月)から5月28日(金)までに本研究科事務部大学院係に申し出て、その指示に従うこと。

入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者について出願を受け付け、受験を許可する。

## 2. 選 抜 方 法

選抜は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、筆記試験(各専攻が指定する)、口述試験及び出身学校の学業成績により行う。

## 3. 専攻別募集人員

専 攻	募 集 人 員	専 攻	募 集 人 員
物 理 学	79名	化 学	26名
天 文 学	14名	生 物 化 学	15名
地 球 惑 星 科 学	53名	生 物 科 学	28名

- (1) 試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合または下回る場合がある。
- (2) 化学専攻においては、平成23(2011)年4月入学のほかに、平成22(2010)年10月入学を認める。募集人員は若干名である。

## 4 . 試験期日及び場所

- (1) 第1項第1号による出願者(修士課程の所属と異なる研究科・専攻に出願する者を除く。)の試験期日及び場所は、各専攻で定める。
- (2) 第1項第1号による出願者のうち修士課程の所属と異なる研究科・専攻に出願する者、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者の試験期日は、次の期間とし、試験期日及び場所の詳細は受験票郵送時に通知する。  
試験日 平成23(2011)年1月25日(火)～2月10日(木)

化学専攻出願者の試験期日は、次の期間とする。

- 試験日 平成22(2010)年10月入学希望者  
平成22(2010)年8月24日(火)～8月25日(水)
- 平成23(2011)年4月入学希望者  
平成22(2010)年8月24日(火)  
及び 平成23(2011)年1月25日(火)～2月18日(金)

## 5 . 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者の発表は、平成23(2011)年3月7日(月)午後1時頃に理学部1号館西棟106号室横の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に対し試験の結果を本人あてに郵送する。3月11日(金)までに試験結果通知が到着しない場合は、必ず本研究科事務部大学院係(6.の(1)のウ)に連絡し、指示を受けること。(注1)
- (2) 合格者は、試験結果通知とともに送付される入学手続要領により、3月中の所定の期間内に必要な入学手続(入学金の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。(注1)
- (3) 入学時に必要な経費(平成23(2011)年度予定額)(注2)  
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)  
入 学 料 282,000円(予定額)  
授業料 前期分 260,400円(年額520,800円)(予定額)  
(注1) 化学専攻の入学許可及び手続きの通知は別途行う。化学専攻の入試案内書を参照すること。  
また、平成22(2010)年10月入学を認められた者は、9月中の所定の期間内に必要な入学手続(入学金の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。  
(注2) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 6. 出願手続

### (1) 出願方法

- ア. 受付期間 平成23(2011)年1月5日(水)から1月7日(金)まで。  
ただし、1月7日(金)までの消印があるものは受け付ける。  
化学専攻に出願する者の受付期間は平成22(2010)年7月1日(木)から7月7日(水)まで。ただし、7月7日(水)までの消印があるものは受け付ける。
- イ. 出願方法 (2)の書類を一括して封筒に入れ、封筒の表に「大学院理学系研究科博士課程出願書類」と朱書の上、郵便局窓口において「書留郵便」の手続きをすること。  
ただし、第1項第1号による出願者については、受付期間の間の午前10時から12時・午後1時から5時までに、出願場所に直接提出することができる。
- ウ. 出願場所 〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号  
/あて先 東京大学大学院理学系研究科事務部大学院係  
電話 03-5841-4023

### (2) 出願書類等(下記の・・・を参照すること。)

- ア. 入・進学願書 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。
- イ. 修士の学位論文 学位論文については、「写」でも差し支えない。  
又はこれに代わるもの及びその要旨は4,000字以内で作成したもの。  
〔研究論文があれば、他の書類と併せて提出することができる。〕  
要旨
- ウ. 成績証明書 修士課程の成績を証明するもので、原本を提出すること。
- エ. 写真票・受験票 3か月以内撮影の写真(正面上半身脱帽のもの)を、所定欄に貼付する。
- オ. 封筒 出願者本人のあて名を記入し、350円分の切手を貼ること。(受験票送付用)
- カ. あて名シール 出願者本人のあて名を記入すること。(試験結果通知・入学手続書類送付用)
- キ. 検定料 30,000円  
銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。  
いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。  
(平成22(2010)年12月13日(月)から平成23(2011)年1月7日(金)の間に払い込むこと。  
ただし、第1項第1号に該当する出願者並びに外国人出願者のうち入学時において日本政府(文部科学省)奨学金留学生である者は検定料は不要である。  
なお、外国人出願者で本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)  
化学専攻に出願する者は、平成22(2010)年6月10日(木)から7月7日(水)の間に検定料を払い込むこと。

#### 【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入し、「出願者へのお願い」を参照の上、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)の窓口から、振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び払込金受付証明書(C票)を受け取り、払込金受付証明書(C票)を検定料払込金受付証明書の所定欄に貼り付けること。  
振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

ゆうちょ銀行・郵便局、ATM、インターネット等での振り込みでは、「払込金受付証明

書（C票）」が発行されないので利用しないこと。

【コンビニエンスストアでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、「セブン イレブン」、「サークルK」、「サンクス」、「ローソン」、「ファミリーマート」に限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、巻末の「コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、検定料払込金受付証明書の所定欄に貼り付けること。

【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは、「ビザカード（VISA）」、「マスターカード（Master）」、「UCカード」に限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、巻末の「コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

- ク．日本語の学力を表す証明書 外国人は、指導教員又はこれに準ずる者による日本語の学力を表す証明書を提出すること。（様式随意）  
ただし、日本の大学を卒業した者又は日本の大学院を修了した者及び平成23（2011）年3月までに修了見込みの者は提出する必要はない。

- （注） 第1項第1号による出願者で、修士課程の専攻と同じ専攻に出願する者は、アの入・進学願書及び力のあて名シールのみ提出すること。  
修士課程の所属と異なる研究科・専攻に出願する者は、アの入・進学願書の他に、イ、ウ、エ、オ、カの書類も提出すること。  
第1項第2号による出願者は、アの入・進学願書、エの写真票・受験票（写真を所定欄に貼付したもの）、オの返信用封筒、力のあて名シールを提出し、キの検定料を払い込むこと。ただし、修士課程の所属と異なる研究科・専攻に出願するものは前述の書類の他に、イ、ウの書類も提出すること。  
イの修士の学位論文又はこれに代わるもの及びその要旨は、各専攻で定めた期日に提出すること。

## 7. 注 意 事 項

- （1） 同一年度に本研究科内の2つ以上の専攻に出願することはできない。  
化学専攻に出願する者は、平成22（2010）年10月入学と平成23（2011）年4月入学のうち、いずれか一つを選ばなければならない。さらに、平成22（2010）年10月入学を希望する場合には、本研究科のどの専攻にも平成23（2011）年4月入学を目的として出願することができないので注意すること。
- （2） 出願手続完了後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払い戻しはできない。
- （3） 出願者は、出願前に志望指導教員に必ず連絡すること。
- （4） 第1項第1号による出願者のうち修士課程の所属と異なる研究科・専攻に出願する者、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者の受験票は郵送する。平成23（2011）年1月19日（水）までに到着しない場合は、必ず本研究科事務部大学院係（6.の（1）のウ）に連絡し、指示を受けること。

化学専攻出願者の場合は、平成22(2010)年7月30日(金)

- (5) 身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部大学院係(6.の(1)のウ)に申し出ること。
- (6) 官公庁・企業・団体等に在職のまま大学院に入学を希望する者は、入学手続の際に、在学期間中学業に専念させる旨の「所属長の承諾書(様式随意)」を提出すること。
- (7) 外国人は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」の規定により、大学院入学に支障のない在留資格を得ることが必要である。
- (8) 事情により、出願手続、試験期日等について、変更することがある。変更があった場合はあらためて通知する。
- (9) 出願書類の記載事項と相違する事実が判明した場合は、入学後でも入学を取り消すことがある。
- (10) 入学手続後は、どのような事情があっても入学料の払い戻しはできない。
- (11) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、入学者選抜(出願処理、選抜実施)、合格発表、入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ 教務関係(学籍、修学等)、学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

平成22(2010)年5月